

## 非課税世帯等臨時特別給付金のご案内

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。**\*令和3年度以降すでに受給した世帯は除きます。**

給付金を受給するためには、手続きが必要です。

### ■住民税均等割非課税世帯

①世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合  
町から確認書が届いていますので、確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、同封の返信用封筒で返送してください。（令和4年6月1日を基準日とします。）

#### 【確認事項】

1. 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないこと。
2. 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと。
3. 既に非課税世帯等臨時特別給付金を受給していないこと。

②世帯の中に、令和3年12月1日以降に転入した方がいる場合

給付金を受け取るには、申請が必要です。

申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、基準日（令和4年6月1日）時点でお住まいの区市町村に、ご提出ください。申請書は、問い合わせ先までお取り寄せください。

### ■家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安（奥多摩町の場合）単身の場合：93万円以下  
給付金を受け取るには、申請が必要です。

申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、申請時点で住民登録のある区市町村にご提出ください。申請書は、問い合わせ先までお取り寄せください。

申請期限：令和4年9月30日（金）

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

## 学童指導員（会計年度任用職員）募集

〔勤務内容〕 町内学童クラブで児童の保育、指導 〔採用予定日〕 令和4年7月頃から

〔勤務条件〕 任期／令和5年3月31日まで（勤務成績良好時は再度任用）

勤務日／シフト制勤務（不定日で土曜勤務あり）

勤務時間／小学校放課後から午後6時30分頃まで（内6時間）\*時間外勤務の場合あり  
学校休業日は、午前8時頃から午後6時30分頃まで（内6時間）

〔報酬手当〕 時給／1,130円～（期末手当は支給要件を満たした場合、通勤費用は町規定により支給）

〔申込方法〕 町ホームページ掲載の「会計年度任用職員募集のお知らせ」にある採用申込書（写真添付）に必要事項をご記入のうえ、本人または代理人が、直接、役場総務課へ提出するか、簡易書留で郵送してください。

〔申込期日〕 7月22日（金）必着

〔選考方法〕 1次／書類選考 2次／面接：1次選考合格者対象

※資格・勤務日などについての相談、問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎85-2611